

宮崎市公式LINEプレゼント企画実施要綱

(趣旨)

第1条 宮崎市公式LINEプレゼント企画（以下「本事業」という。）は、宮崎市公式LINE（以下「市公式LINE」という。）のお友だち登録をした市民を対象としてプレゼント企画を実施することで、市公式LINEのお友だち登録者数の増加及び登録の継続を促す目的で実施する。

抽選で特典を贈呈するインセンティブを導入することで、お友だち登録者数の増加及び登録の継続を図り、広く効果的な情報発信に寄与する。

(事業主体)

第2条 本事業は宮崎市（以下「市」という。）が行うものとする。

2 市は、本事業の実施にあたり、趣旨に賛同する企業、その他団体（以下「企業等」という。）と協力を図りながら進めることとする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、市公式LINEの登録者でプレゼント企画の応募者に対して抽選を実施し、その当選者に対して、企業等からの協賛として提供される特典等を付与するものとする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、次の各号をすべて満たす者とする。

- (1) 抽選応募時点において市公式LINEの友だち登録をしていること
- (2) 市公式ホームページ上に掲載する注意事項に同意できること

(特典)

第5条 市は企業等から協賛を受ける、または商品を購入することとする。

- 2 企業等からの協賛として特典の提供を受ける場合は、本事業の趣旨に合致するものを、企業等と市の間で調整を行い、決定するものとする。
- 3 市は、前2項の規定により決定した特典に関する情報について、市公式ホームページに掲載するとともに、市の広報媒体（LINE、Facebook、X（旧Twitter）等）を活用して、本事業の周知啓発に努める。
- 4 企業等は、本事業の期間中、自らの広報媒体等を活用して、協賛として提供した特典に関する情報を広報することができる。

(応募)

第6条 対象者は、応募フォーム上に掲載する注意事項をよく確認するとともに、当選した特典について、転売、換金、譲渡、質入等を行わないことに同意したうえで、抽選に応募することができる。

- 2 応募回数は、対象者1人につき各回1回とする。複数回申込みがあった場合は、最後に申し込まれた内容にて申し込んだものとみなす。
- 3 対象者が未成年の者は、保護者の同意を得た上で抽選に応募するものとする。市は、未成年の者の応募を確認した場合は、保護者の同意を得ているものとみなす。

(抽選の実施)

第7条 市は、各応募期間終了後、公平に抽選を行い、応募した者の中から当選候補者を決定する。

2 市は、対象者要件に適合することを確認するため、必要に応じて、当選候補者に直接連絡をとることができるものとする。

3 市は、対象者要件にすべて適合することについて確認が取れた者を当選者として決定し、各当選者に対し、当選通知を送付する。

(不当利益の返還)

第8条 市は、特典の当選者の決定後、第4条第1項各号に定める対象者の要件や、その他の本事業に係る事項に関して不正行為があったことを把握した場合は、当選を取り消すものとする。

(事業の所管)

第9条 本事業の所管は、総合政策部秘書課広報広聴室とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月14日から施行する。